商標法の一部を改正する法律について

平成 1 7 年 6 月 特 許 庁

1.法律改正の目的

地域ブランドをより適切に保護することにより、競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、地域名と商品名からなる商標について、団体商標としてより早い段階で登録を受けることを可能とする措置を講ずる。

2. 法律改正の概要

地域おこしの観点から地域名と商品名からなる商標を当該地域の産品等に用いて、地域ブランドとして当該地域経済の活性化に結びつけようとする取組が増加している。一方、現行商標法では地域名と商品名からなる商標の登録を全国的な知名度を有する等、一定の要件の下でしか認めていないため、全国的な知名度を獲得する前の段階から一般の産品等と差別化を図りたいとの要請には十分には応えきれない状況にある。

このため、地域ブランドに係る商標を適切に保護する観点から、以下のような 措置を講ずる。

- 地域名と商品名からなる商標(地名入り商標)について、事業協同組合や農業協同組合によって使用されたことにより、例えば複数都道府県に及ぶほどの周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録を認める。
- 地域団体商標が登録された後に、周知性や地域との関連性が失われた場合に 無効審判の対象とするとともに、商品の品質の誤認を生じさせるような不適 切な方法で登録商標を使用した場合に取消審判の対象とする。
- ・ 地名入り商標の出願前から同一の商標を使用している第三者は、自己のため であれば当該商標を引き続き使用することができる。